

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

東京都大田区大森西一丁目 9 番 12 号
テクニカル電子株式会社
代表取締役社長 嶋田 浩司

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である大和リース株式会社（以下「大和リース」といいます。）から、平成 30 年 3 月 30 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成 30 年 3 月 30 日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：大和リース株式会社

住所：大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

2. 本株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

大和リースは、当社株主の全員（但し、当社及び大和リースを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、本売渡株式 1 株につき 3,300 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成 30 年 4 月 27 日

6. 本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について大和リースが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上